

令和2年度 第8回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和2年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年11月5日(木) 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 日程第9 議案第7号 農地台帳登載願について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

### 追加提案

- 日程第11 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第12 議案第9号 耕作放棄地に係る非農地判断について

### 出席委員(17名)

1 大西嘉一郎      2 尾藤元一      3 高橋忠明      4 横尾昇

5 押条和司朗      6 中泉敏則      7 鈴木修三      8 篠原京子  
9 星川俊夫      10 高橋博      12 眞鍋晴豊      13 鈴木博美  
15 鈴木和治      16 鈴木秀幸      17 寺尾悟志      18 則友祝幸  
19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（23名）

1 脇純樹      2 石川茂      3 薦田悦男      4 森川雅之  
5 石川俊治      6 佐藤保之      7 宇高勉      8 鎌倉静夫  
9 尾崎之隆      10 喜井仁志      12 三宅恒久      13 紀井正明  
14 受川清男      15 河村一碩      17 鈴木一郎      18 眞鍋聖二  
19 川上雅司      20 渡辺昇      21 越智寧      22 村上佳清  
23 近藤良啓      24 高橋祥志      25 鈴木敏也

欠席委員（2名）

11 坂上宏      14 高橋藤信

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

11 村上紘一      16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 篠原敬三      次長 石川考太      係長 大西かおり  
係長 合田圭      係長 三村真都華      主査 金子愛弓

第8回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年11月5日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

11番 坂上 宏 (さかうえ ひろし) 委員

14番 高橋 藤信 (たかはし ふじのぶ) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

11番 村上 紘一 (むらかみ こういち) 委員

16番 合田 篤夫 (ごうだ あつお) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

18番 則友 祝幸 (のりとも のりゆき) 委員

19番 石川 武将 (いしかわ たけゆき) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華 (まどか) 君

三村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和2年9月9日解約。

番号2の案件については、令和2年10月6日解約。

番号3の案件については、令和2年10月7日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華 (まどか) 君

三村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人2人は親子関係にあり共有で農地を取得するため申請するもので、許可後は水稻の栽培

を予定しています。

番号4の案件については、甥から叔父への贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

- 議 長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君
- 合 田 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。
- 番号1の案件については、申請者は、申請地周辺で賃貸共同住宅の需要が高まっていることを考慮しての賃貸共同住宅建築です。許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。
- 番号2の案件については、先日、申請者より、「取下願い」が提出されましたので報告いたします。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。
- 議 長 番号1番
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認する旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なし」と認め、原案のとおり承認する旨の意見とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計

画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい） 君

合 田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者は8月5日開催の総会において、分譲宅地として農地転用許可を受け、事業計画に沿って事業を進めていましたが、今回継承者より、申請地に隣接する土地への住宅建築に伴い、一体利用地として譲り受けたいとの強い要望があり、住宅用地として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見」について、原案のとおり承認する旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なし」と認め、原案のとおり承認する旨の意見とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君

合田 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は16件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、祖父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号2の案件については、受人は転勤により市内に居住することとなり、両親の住居の近隣である、祖父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号3の案件については、受人は建設業を営んでいますが、従業員及び社用車の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。

番号4の案件については、受人は申請地に隣接する介護福祉施設の理事長を務めていますが、施設利用者及び職員の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての露天貸駐車場建設です。

番号5の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、現在の住居にも近く、住環境も整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号6の案件については、受人は、社会福祉法人等が運営する介護施設の経理事務及び不動産の賃貸・管理を行う会社ですが、今回、隣接する介護施設が外国人技能実習生の受け入れを行うこととなり、実習生が居住する

ための共同住宅建築です。

番号7の案件については、受人は不動産賃貸業を営んでいますが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。なお、既に造成されておりますが始末書が提出されております。

番号8の案件については、受人は金属製品製造業を営んでいますが、事業の拡大に伴う、事務所の移転や職員の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての進入路及び駐車場建設です。

番号9の案件については、受人は太陽光発電業を営んでいますが、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号10の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、申請地周辺で住宅建築の需要が高まっていることから、申請地を譲り受けての特定建築条件付売買予定地です。

番号11の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、義父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号12の案件については、受人は現在、家族と賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号13の案件については、借受人は鉄筋工事業を営んでおり、数年来、自社の作業場として申請地を利用していましたが、今回、申請地の土地賃貸借契約の締結にあたり、農地であることが判明したため、農地法の転用許可を受けるべく今回の申請に至ったものです。なお、既に造成されておりますが始末書が提出されております。

番号14の案件については、先日、申請者より、「取下願い」が提出されま

したので報告いたします。

番号15の案件については、受人は現在賃貸共同住宅に居住していますが、実家の近隣である申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号16の案件については、先程説明しました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1に関連する案件です。受人は、現在、市外で居住していますが、勤務先が市内にあることから、隣接する宅地と一体利用しての一般個人住宅建築です。

番号17から39は受人が同一人ですのでまとめて説明します。番号17から39の案件については、受人は紙パルプ製造販売及び倉庫業を営んでいますが、更なる経営基盤の安定化を図るため、申請地を譲り受けての倉庫及び事務所建設です。

3,000㎡を超える案件ですので、排水計画等については、都市計画課の開発協議で審議されております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番  
委員 特に異議ありません。  
議長 6番  
委員 特に異議ありません。  
議長 7番  
委員 特に異議ありません。  
議長 8番  
委員 特に異議ありません。  
議長 9番  
委員 特に異議ありません。  
議長 10番  
委員 特に異議ありません。  
議長 11番  
委員 特に異議ありません。  
議長 12番  
委員 特に異議ありません。  
議長 13番  
委員 特に異議ありません。  
議長 14番は取下げられましたので、続いて15番について、補足説明があれば、よろしく申し上げます。  
委員 特に異議ありません。  
議長 16番  
委員 特に異議ありません。  
議長 17番から39番  
委員 特に異議ありません。

- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認する旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手多数)
- 議長 挙手多数であります。よって、議案第4号は、「異議なし」と認め、原案のとおり承認する旨の意見とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君
- 三村 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」説明いたします。
- 番号1の案件については、1年10ヶ月の使用貸借です。
- 番号2から11の案件については、10年間の使用貸借です。
- 番号12の案件については、5年間の使用貸借です。
- 番号13から15については再設定ですので説明は省略します。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号13番から15番については再設定であります。
- 議長 これより、質疑にはいりません。
- 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番から11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 番号13番から15番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第8、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。取得後は水稻の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

- 議長 これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委員 特に異議ありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認  
(所有権移転)」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の  
挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。
- 議長 日程第9、議案第7号、「農地台帳登載申請について」を議題といたしま  
す。
- 議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君。
- 金子 それでは、議案第7号、「農地台帳登載申請について」説明いたします。  
番号1と2の案件については、農地台帳登載申請があり、10月19日、  
現地調査を行いました。  
以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。  
これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長 番号1番と2番
- 委員 番号1番と2番については、市水道局の浄水場の更新整備の工事のため、

使用してきたものです。令和2年4月に契約解除となり、農地として原状回復しましたが、4か月ほど水を張って準備をしてきました。現在は、肥料を加えて、来年に向けて水稻の作付けができるように準備をしている状態です。よって、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 愛弓(あゆみ)君

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。申請件数は2件で、すべての案件において、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第2号「農地法第4条第1項の許可申請」番号1の「賃貸共同住宅」の関連案件です。申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接する所有地と一体利用する予定です。

番号2の案件については、先程説明しました、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号17から39の「倉庫及び事務所建築」の関連案件です。申請人は、倉庫の建設を予定しており、払い下げ

を受け、隣接地とともに一体利用する予定です。なお、市道の廃止については、すでに市議会の承認を得ておりますので、今回の用途廃止には含まれておりません。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありますか。

委 員 特にありません。

議 長 2番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありますか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議 長 ここからは、本日配布しております、追加議案について審議いたします。

日程第11、議案第8号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石 川 それでは、議案第8号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。本日配布しております、追加議案書1

ページをお開きください。

この案件については、10月5日に開催された第7回総会において許可相当と認められず、愛媛県常設審議委員会に諮問することとなり、先般、10月29日に開催された委員会において、「周辺農地の営農条件に支障を及ぼす」とする直接的な因果関係は確認できないとの意見となり、差戻されたことから、再審議を行うものであります。

申請内容は、前回の総会で説明しましたが、受人は日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認する旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第8号は、「異議なし」と認め、原案のとおり承認する旨の意見とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第12、議案第9号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を議題

といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり君

大西 それでは、議案第9号、「耕作放棄地に係る非農地判断について」説明いたします。追加議案書2ページをお開きください。

非農地判定の背景といたしましては、平成26年4月の農地法改正に伴い、「農地基本台帳」が法定台帳（農地法第52条の2）に位置づけられ「農地台帳の整備」を行うことが義務づけられたことから、農業委員会は年一回管内の農地全筆の「農地利用状況調査（農地法第30条）」を実施し、農地台帳の整備を行うこととなっています。

非農地判定の目的は、本市における「守るべき農地の明確化」と「農地の適正な管理」を行うため、「農地利用状況調査」の実施結果及び「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に基づき、すでに森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない「荒廃農地」について「非農地」の判断を行うものです。

今年の5月から8月に実施した、「農地利用状況調査」の実施結果及び過去3年間の実施結果を受けて、「農地法の運用について」（平成21年12月11日制定）及び「農地利用状況調査実施要領」の規定に基づき、農地上再生困難となった農地について判定を行なっています。

今回の非農地とすることについての判断を求める農地の一覧は、別紙非農地一覧のとおりであります。

筆数は、田 547筆 約26ha、畑 1,197筆 約65ha、その他39筆、計1,783筆、面積は約91haです。

今回、総会において、「非農地」と判断された荒廃農地につきましては、所有者に「非農地通知」を発行することとなり、このことにより、「非農地」と判断された農地については、今後は農地法の適用の対象外となります。

すので、農地台帳から削除するとともに、関係各3機関（法務局四国中央支局、愛媛県、四国中央市）に対し、「非農地通知一覧表」により、その旨を通知することとなります。

なお、「非農地通知書」をもって登記地目が変わることはありませんので、所有者は、不動産登記法に基づく法務局への「地目変更登記の申請」を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第9号、「耕作放棄地に係る非農地判断について」、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、承認することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （特になしとの声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 （事務報告）

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

局 長      ご起立願います。

局 長      「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：20）

署名人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 博

委員 訓 友 祝 幸

委員 石 川 武 将